

鹿児島県工事成績評定公表実施要領

(目 的)

第1条 この要領は、鹿児島県工事成績評定要領第8条に基づき、鹿児島県が発注する請負工事（以下「工事」という。）の工事成績評定の公表に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(公表対象工事)

第2条 評定結果の公表をする工事は、鹿児島県工事成績評定要領第2条に規定する工事とする。

(公表の内容)

第3条 評定結果の公表は、鹿児島県工事成績評定通知実施要領第3条に定める工事成績通知書によって行う。

(公表の時期, 期間)

第4条 評定結果の公表は、契約担当者において、毎月分を取りまとめ、翌月末に行うものとする。

2 契約担当者は、前項の公表を閲覧に供した日が属する年度の次年度の3月31日まで行うものとする。

(公表の方法及び場所)

第5条 公表は、当該建設工事を発注した課内又は出先機関内において閲覧に供することにより行うものとする。

2 閲覧をしようとする者は、備え付けの閲覧簿（別記様式）に必要事項を記入の上、閲覧するものとする。

(工事成績に係る苦情の申し出)

第6条 苦情申し出の受理は、公表の期間内とし、苦情の申し出があった場合は、契約担当者において処理に当たるものとする。

また、必要に応じ工事成績評定評価委員会及び本庁工事監査において苦情処理に当たるものとする。

附 則

この要領は、平成15年4月1日以降の検査分から適用する。